

平成17年12月26日

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する意見について

平成17年11月28日付け市民参加条例第20条第1項の規定に基づく「附属機関等の委員への市議会議員の就任について」の提言に対する市長の意見は、次のとおりです。

1 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員（5人）、保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5人）、公益を代表する委員（5人）及び被用者保険等保険者を代表する委員（2人）で組織する利益代表の審議会であるため、公益委員は中立な立場で一般の利益を代表する委員と位置付けられています。本提言では、市議会議員が公益を代表するか否かではなく、市議会議員が委員となることで審議会と議会で2回審議することの「欠陥」を是正するため、市議会議員の人数を減少して、学識経験者等の委員を増やすべきであると理解されるものです。

公益委員に関する解説、26市の状況等から、積極的に数多く市議会議員を公益委員に位置付ける必要性は少ないものと考えるところです。

今後、市議会とも協議を行い、適切に対応します。

2 都市計画審議会

都市計画審議会については、主たる減員分を小金井市議会の議員枠から創出することとしているので、今後、市議会とも協議を行い、適切に対応します。